

議案第 1 号

平成 3 1 年度 静岡県薬剤師会の会費納入額に関する件

平成 31 年度 静岡県薬剤師会の会費納入額に関する件

平成 31 年度の静岡県薬剤師会会費の納入額は、次表記載のとおりである。

| 会員の種類 | 会費の種類 | 対 象 | 会費額 |
|---|--------|--|---------|
| 正会員 | 通常会費 A | 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に定める薬局、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、医薬品製造販売業、医薬品製造業、医薬部外品製造販売業、医薬部外品製造業、化粧品製造販売業、化粧品製造業、医療機器製造販売業及び医療機器製造業の開設者(法人の場合は代表者)及び管理者(製造販売業の場合は総括製造販売責任者、製造業の場合は医薬品製造管理者) | 45,000円 |
| | 通常会費 B | 上記以外の正会員 | 15,000円 |
| 準会員 | 通常会費 | 個人 | 1,000円 |
| 賛助会員 | 賛助会費 A | 個人 | 10,000円 |
| | 賛助会費 B | 団体 | 50,000円 |
| <p><備考></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 正会員の会費の納入は、2019年8月末日までとする。但し、新規会員の会費の納入は、入会の決定を受けた日から30日以内とする。 2 正会員の会費の納入方法は、静岡県薬剤師会からの納入通知書により各地域・職域薬剤師会ごとに徴収し、期日までに静岡県薬剤師会指定口座（静岡銀行呉服町支店 普通預金No.015823）への一括納入とする。 3 準会員及び賛助会員の会費の納入期日及び納入方法は、静岡県薬剤師会の会長がその都度定める。 | | | |